

第3回 金沢自転車ネットワーク協議会 議 事 概 要

日時：平成24年1月20日（金）10：00～12：00
場所：国土交通省金沢河川国道事務所 2階会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

(1) 平成23年度の自転車関連施策の報告 ----- (資料-1)

- ① 県道東金沢停車場線の交差点改良に伴う調査結果
- ② 金沢駅西50m道路での取組み
- ③ 中央小学校周辺地域における自転車走行指導帯の設置
- ④ 金沢市における自転車ルール・マナー向上に向けた取組み
- ⑤ 金沢レンタサイクル「まちなり」

(2) 金沢自転車走行空間整備ガイドライン (素案)【抜粋版】 ----- (資料-2)

金沢自転車走行空間整備ガイドライン (素案)【本編】 ----- (資料-3)

(3) 今後のスケジュール ----- (資料-4)

4. 閉 会

議 事 要 旨

【平成23年度の自転車関連施策の報告について】

- ◎ 県道東金沢停車場線では、自転車レーンの整備によりルール遵守率（車道左側通行の割合）が向上したほか、自転車交通量も整備前に比べて増加している。同様に、中央小学校周辺での自転車走行指導帯も整備効果を発揮し、高校生を中心とする自転車利用者が車道左側通行を守るようになってきている。
- ◎ 東金沢自転車レーンの事例については、整備して終わりではなく、石川県や県警がフォローアップを行い、利用状況に応じて交差点の改良や継続的な指導を実施しており、非常に素晴らしい取り組みである。
- ◎ 金沢駅西50m道路の歩道上における視覚的分離について、まずは広い歩道内での自転車の整序を図る。車道（路肩）の対応については、利用者の混乱等を避けるため、自転車マーク等を路肩に標示するなどの対策は行わない方針だが、状況をみながら検討する。
- ◎ ハード整備とソフト対策を併せて行うことが、整備効果を高める上で重要である。

【金沢自転車走行空間整備ガイドライン（素案）について】

- ◎歩道上で分離する場合でも、原則は車道左側通行であることから、路肩の活用をあわせて検討すべきではないか。
→自転車走行空間整備パターン検討フローで、まずは車道上での整備を検討することになる。
しかし、車道（路肩）も歩道も広い場合、例えば「路肩の活用+歩道上での視覚的分離」といった複合的な整備も視野に入れて、柔軟に検討するものとする。
- ◎歩道が整備された区間で自転車走行指導帯等を設置する場合、ルールの周知を図るため、沿道に自転車走行位置を示した法定外標識を設置することが考えられる。今回のガイドライン素案では、整備イメージにとどまっているが、今後の統一的な整備のため、法定外標識についても基本的な寸法や標示内容等を記載してほしい。
- ◎歩道上で歩行者と自転車を分離する場合は、「普通自転車の歩道通行部分」の規制をかけ、法定標示で明確化することを基本とする。
- ◎交差点部の対応について、金沢の場合は変形交差点が多く、整備方針を統一的に示すことは難しいかもしれないが、交差点のタイプに応じて、対策内容をある程度選択できればよい。
- ◎平成 19 年度に実施した国道 359 号（浅野川大橋～山の上間）の自転車走行指導帯の整備を皮切りに、国・県・市・警察、学識者が一体となって様々な自転車施策を展開し、良い成果が得られている。今年度は、本協議会での議論をベースとした自転車走行空間整備ガイドラインの検討に至っており、全国的にみても金沢は自転車施策の先進都市となってきている。

【今後のスケジュールについて】

- ◎国土交通省と警察庁が全国版のガイドラインの検討を進めているが、金沢版のガイドラインは全国に先駆けており、国や他都市の模範となる部分も多いと思われる。今後、各道路管理者や警察のそれぞれの立場でガイドライン本編をしっかりと確認し、歩行者・自転車・自動車の各視点からみて適切な内容となっているかチェックしてほしい。

委員名簿

分類	所属・氏名	出欠
学識者	金沢大学 教授 高山 純一	出席
	北陸大学 教授 三国 千秋	出席
	地球の友・金沢 三国 成子	出席
警察	石川県警察本部 交通規制課長 三島 真次	代理出席 (木村課長補佐)
	石川県警察本部 交通企画課長 近藤 和秀	代理出席 (寺瀬課長補佐)
	金沢東警察署 交通官 長田 浩樹	出席
	金沢中警察署 交通官 武渕 純夫	出席
	金沢西警察署 交通第一課長 蔵谷 町村	欠席
行政 関係	国土交通省金沢河川国道事務所 交通対策課長 村上 和久	出席
	石川県 土木部 道路整備課長 松田 洋一郎	出席
	石川県 土木部 都市計画課長 宮田 正弘	代理出席 (中村課長補佐)
	石川県 県央土木総合事務所 維持管理課長 竹内 徹	代理出席 (吉元主幹)
	金沢市 都市政策局 歩ける環境推進課長 水口 哲哉	代理出席 (中田課長補佐)
	金沢市 都市整備局 道路管理課長 今越 寛	出席

出席者：13名、欠席者：1名

■開会

●国土交通省金沢河川国道事務所 調査第二課 木村課長

定刻となりましたので、ただいまより、第3回金沢自転車ネットワーク協議会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、事務局を担当しております、国土交通省金沢河川国道事務所調査第二課長の木村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

■会長挨拶

○金沢大学 教授 高山会長

従来、国では、歩道走行をある程度許可していましたが、最近では、積極的に車道走行を推進する方針へ変わってきています。金沢では、それに先んじて、国道359号における自転車走行指導帯の整備を始め、県道東金沢停車場線における自転車レーンの整備、金沢駅西50m道路の歩道上における歩行者・自転車の走行区分の視覚的分離、まちなかにおける新たな自転車走行指導帯の整備が進んでいます。これまで、自転車走行空間の整備は、線的に整備されてきましたが、利用者の立場からすると、ネットワークとして整備しなければ利用しづらいと思います。今年度はそれを踏まえ、本協議会では、自転車走行空間を整備するためのガイドラインを検討してきました。今回提示するガイドラインは素案であり、内容が確定しているわけではないので、それぞれの立場から内容を確認していただき、意見を伺いたいと思っております。よろしくお願いたします。

■平成23年度の自転車関連施策の報告

●事務局より資料-1を説明

○金沢大学 教授 高山会長

事務局から、石川県、金沢市の平成23年度の自転車関連施策について報告していただきました。何かご質問、ご意見はいかがでしょうか。

○北陸大学 教授 三国委員

東金沢における自転車レーンの整備事例については、整備して終わりではなく、石川県や県警が事後調査などのフォローアップを行い、利用状況に応じて、交差点の改良や継続的な指導を実施しています。また、中央小周辺地域における指導帯の事例については、地元住民の意見を積極的に取り入れて事業を行っており、どちらの事例も他県ではみられない非常に素晴らしい取り組みだと思います。金沢のように国、県、市、警察等が一つのテーブルで議論する場を設けている事例は、全国的にも珍しいと思います。

○地球の友・金沢 三国（成）委員

金沢駅西50m道路の整備では、車道（路肩）の対応は行わないのでしょうか。

●事務局（石川県 土木部 道路整備課 山専門員）

金沢駅西50m道路では、歩道上における視覚的分離により、歩行者と自転車を整序することをメインとして検討していますが、まだ整備内容がすべて確定しているわけではないので、

車道（路肩）の対応を含めて、今後警察と協議しながら決めていきたいと思ひます。

○石川県警察本部 交通規制課 木村委員

歩道上で対面通行を許容する場合、車道（路肩）にも路面標示を設置することで、利用者が混乱することが考えられます。警察としては、まず歩道上を自転車が行くように推進しようと考えています。しかし、スピードが速い自転車については、街頭指導等により車道（路肩）を走行させることを検討しています。

○金沢大学 教授 高山会長

県道東金沢停車場線では、交差点改良を行ったことで、自転車利用者はどの程度増加しているのでしょうか。

●事務局（石川県 土木部 道路整備課 山専門員）

7時～19時の12時間調査の結果では、自転車レーンの交通量が約400台から約700台と約300台増加しており、並行路線を含む全体的な母数としては約1,600台から約1,700台と約100台増加しています。

○北陸大学 教授 三国委員

東金沢の事例では、星稜高校が素晴らしい指導をしており、学校として自転車レーンを行くように指導しているため、自転車レーンの利用者が増加しているのだと思ひます。ハード整備に併せて、街頭指導等のソフト対策を行うことによって、整備効果が一段と高まると思ひます。ハード整備とソフト対策を併せて行うことは、交通安全の新しい取組みだと思ひます。

■金沢自転車走行空間整備ガイドライン（素案）

●事務局より資料－2を説明

●県警木村課長補佐より「警察庁の通達（H22.10.25）」について説明

警察庁の方針として、3m未満の歩道については、普通自転車歩道通行可の規制を見直すこと、普通自転車歩道通行可に指定する場合は、普通自転車の歩道通行部分を指定し、歩行者と自転車の通行位置のすみ分けを行うこと、普通自転車歩道通行可の歩道を繋ぐ交差点以外では、自転車横断帯は原則廃止することを基本としています。しかし、石川県警としては、一律に3m未満の歩道の規制を見直すのではなく、自転車交通量や、自動車走行速度、大型車混入率、通学路の指定等を考慮して、保護者や沿線住民等の意見を伺いながら、各歩道について個別に検討したいと考えています。他県でも同様の方針です。また、普通自転車歩道通行可の規制を見直し、車道走行を指導する場合は、路肩幅員の拡幅や、自転車走行指導帯の整備、車道境界部へのポールの設置等の安全対策を行う必要があると考えています。

●三国成子氏より「全国版ガイドライン」について説明

全国版ガイドラインの検討委員会が2回開催されましたが、まだ具体的な内容は煮詰まっていません。委員会では、これからの自転車施策について、ネットワーク化が重要であること、自転車だけでなく歩行者や自動車も含めて考えること、歩道に自転車を通行させないこと、道路を新設する場合と改善する場合に分けて望ましい方向性を示す必要性があること、交差点では自転車を直進させることを基本として議論を進めています。また、ガイドラインに「安全」という項目を特別に設けることも議論されています。（※以下、補足資料の説明）

○金沢大学 教授 高山会長

ありがとうございました。事務局から、自転車走行空間整備ガイドライン（素案）について報告していただきました。何かご質問、ご意見はいかがでしょうか。

○地球の友・金沢 三国（成）委員

自転車は原則として車道左側通行なので、歩道上で自転車走行空間整備を検討している路線の路肩幅員が広い場合、路肩にも路面標示等を設置し、車道上での安全を確保する必要があります。この点について、自転車走行空間整備検討フローに盛り込めないでしょうか。

●事務局

自転車走行空間整備パターン検討フローでは、まずは車道上での整備を検討することになります。また、ガイドライン（本編）のp19に、『歩道・路肩がともに広く、自転車交通量が多い路線では、例えば、「路肩の活用+歩道上での視覚的分離」など、整備パターンの組み合わせの可否についても柔軟に検討する必要がある』と記載しています。

○金沢市 都市政策局 歩ける環境推進課 中田委員

歩道が設置された区間で自転車走行指導帯を整備する場合、法定外の路面標示と併せて法定外標識を設置することで、自転車の走行位置が一段とわかりやすくなると思います。ガイドラインには、路面標示の寸法等を詳細に明記されており、統一的に利用できると思いますが、法定外標識については、イメージ図しか掲載されていないので、ばらばらな標識の利用が懸念されます。ガイドラインを策定するにあたり、今後の統一的な整備のため、法定外標識についても基本的な寸法や標示内容等を記載できないでしょうか。

○金沢大学 教授 高山会長

法定外標識については、色や形、寸法、設置方法などの規格がないので、建築限界等を考慮して、事務局で検討していただきたいと思います。また、金沢では、変形交差点が多く、整備方針を統一的に示すことは難しいかもしれませんが、交差点のタイプに応じて、対策内容のある程度選択できればよいと思います。

○石川県警察本部 交通規制課 木村委員

歩道上で普通自転車の歩道通行部分を指定する場合には、法定の路面標示を使用し、指定しない場合には、法定外の路面標示を使用することになります。

○北陸大学 教授 三国委員

金沢では、国道 359 号の自転車走行指導帯の整備をはじめ、県道、市道などでも自転車走行空間を整備し、良い結果が得られています。今年度は、本協議会での議論をベースとしたガイドラインの検討に至っており、全国的にみても金沢は、自転車施策の先進都市となってきました。しかし、金沢だけが先に進んでいる状況となっており、津幡町や野々市市、白山市など金沢近郊の市町でも、自転車走行空間の整備が進めばよいと思います。

○石川県警察本部 交通規制課 木村委員

金沢の取組みを、県下の各警察署に紹介しています。各自治体で自転車走行空間整備に取り組む際には、必要であれば、国、県、金沢市、県警などに相談してほしいとお願いしています。また、警察庁にも金沢の取組みを報告し、非常に進んでいると高い評価を受けました。警察庁は、自転車走行指導帯を全国に普及させようと、全国の警察に石川県の事例を紹介し

ているそうです。実際に、いくつかの県から問合せがありました。

○地球の友・金沢 三国（成）委員

昨日、松山市長と話をする機会がありました。松山では、市と県の関係がうまく行っていないとおっしゃっていました。国交省の方も、金沢のように国、県、市、警察が一緒になって議論している事例はなかなかないとおっしゃっていました。また、確定した話ではありませんが、国交省の方に、「少し改善すれば通行環境が向上する道路が多いので、そのための予算は出してもらえないのか」と伺ったところ、国、県、市、警察が一緒になって頑張っている金沢で、一つのモデル事例にできるのであれば、予算が出せるかもしれないとおっしゃっていました。

○石川県警察本部 交通規制課 木村委員

昨年の夏頃に、警察庁から各県に対し、「予算を出すので、自転車通行空間を整備したい箇所はないか」と問合せがありました。石川県警では、自転車関連の死亡事故が発生した有松交差点付近の路肩幅員が広いので、この箇所を整備したいと要望しましたが、まだ返答はありません。県警としても、国の予算が利用できるのであれば、積極的に利用したいと思っています。

■今後のスケジュール

●事務局より資料－4を説明

○金沢大学 教授 高山会長

事務局から、今後のスケジュールについて報告していただきました。何かご質問、ご意見はいかがでしょうか。

○北陸大学 教授 三国委員

勉強会は、福井県や富山県の関係機関も交えて開催したいと思います。

○金沢大学 教授 高山会長

今回の協議会では、平成23年度の取組みの報告がありましたが、金沢は、全国的に見ても先進的な都市だと思います。また、金沢版ガイドラインは、国や他都市の模範となる部分も多いと思います。各道路管理者や警察のそれぞれの立場でガイドライン本編をしっかりと確認し、歩行者・自転車・自動車の各視点から見て適切な内容となっているかチェックしていただきたいと思っています。

■閉会

●国土交通省金沢河川国道事務所 調査第二課 木村課長

高山会長、委員の皆様、活発なご議論いただき、ありがとうございました。今回いただいた意見を踏まえ、次回協議会ではガイドラインの最終案を提示したいと思います。以上をもちまして、第3回金沢自転車ネットワーク協議会を終了致します。本日はありがとうございました。

－ 以 上 －